

【別表】

小浜市水道事業指定給水装置工事事業者の違反行為に対する処分基準表

水道法第25条の11の各号および下記根拠に該当する指定業者について、下記の区分に従い処分を行う。

違反項目	小浜市水道事業指定 給水装置工事事業者規程		違反内容	処分内容	
	根拠条文	関係条項			
指定基準	第9条および 第10条	第5条第1号	事業所ごとに給水装置工事主任技術者を置かないとき	取り消し	
		第5条第2号	小浜市水道事業指定給水装置工事事業者規定第5条第2号で定める機械器具を有しなくなったとき	取り消し	
		第5条第3号ア	精神の機能の障害により給水装置工事の事業を適正に行うに当たって必要な認知、判断および意思疎通を適切に行うことができないとき	取り消し	
		第5条第3号イ	破産手続き開始の決定を受けて復権を得ない者	取り消し	
		第5条第3号ウ	水道法に違反して、刑に処せられ、その執行を終わり、または刑の執行を受けることがなくなった日から2年経過しない者であることが判明したとき	取り消し	
		第5条第3号エ	指定を取り消され、その取り消しの日から2年を経過していない者であることが判明したとき	取り消し	
		第5条第3号オ	業務に関し不正または不誠実な行為をしたとき	①無断通水、メーターの不正使用等をしたとき	取り消し/停止
				②道路掘削許可、道路使用許可を受けずに工事を施工したとき	取り消し/停止
				③施工上の安全管理を怠り、従業員を死傷させたとき	取り消し/停止
				④施工上の安全管理を怠り、公衆に死傷者を出し、または被害を与えたとき	取り消し/停止
⑤警告に従わないとき	取り消し/停止				
⑥その他の違反行為	取り消し/停止				
第5条第3号カ	法人であって、その役員のうち第5条第3号アからオまでのいずれかに該当する者がいることが判明したとき	取り消し			
主任技術者の 選任等	第13条第3項	給水装置工事主任技術者の選任または解任の届出をしないとき	取り消し/停止		
変更等 の届出	第13条第4項	給水装置工事主任技術者が2以上の事業所に選任され、その職務を行うに当たり支障があるとき	取り消し/停止		
	第8条第1項	事業所の名称、所在地等の変更届を提出しないときまたは虚偽の届出をしたとき	取り消し/停止		
事業運営に関 する基準	第8条第3項	廃止届、休止届若しくは再開届を提出しないときまたは虚偽の届出をしたとき	取り消し/停止		
	第14条第1号	給水装置工事ごとに給水装置工事主任技術者を指名しなかったとき	取り消し/停止		
	第14条第2号	配水管から分岐して給水管を設ける工事および給水装置の配水管への取付口から水道メーターまでの工事を施工する場合において、当該配水管および他の地下埋設物に変形、破損その他の異常を生じさせることがないように適切に作業を行うことができる技能を有する者を従事させず、またはその者に当該工事に従事する他の者を実地に監督させないとき	取り消し/停止		
	第14条第3号	管理者の承認を受けた工法、工期その他の工事上の条件に適合しない工事を施工したとき	取り消し/停止		
	第14条第5号ア	水道法施行令第6条の基準に適合しない給水装置を設置したとき	取り消し/停止		
	第14条第5号イ	給水管及び給水用具の切断、加工、接合等に適さない機械器具を使用したとき	取り消し/停止		
	第14条第6号	指名した給水装置工事主任技術者に、施工した給水装置工事ごとに記録を作成させなかったとき、または当該記録をその作成の日から3年間保存しなかったとき	取り消し/停止		
検査立ち会い	第17条	給水装置の検査の際、管理者の求めに対し、正当な理由なく給水装置工事主任技術者を検査に立ち合わせないとき	取り消し/停止		
報告または 資料の提出	第18条	給水装置工事に関する報告又は資料の提出の求めに対し、正当な理由なくこれに応じず、又は虚偽の報告若しくは資料の提出をしたとき	取り消し/停止		
工事施工		施工した給水装置工事が、水道施設の機能に障害を与え、又は与えるおそれ大きいとき	取り消し/停止		
不正申請		不正の手段により指定を受けたとき	取り消し		